

---

**本日の会議に付した事件**

平成26年3月20日 午前9時00分開会

- |       |         |   |
|-------|---------|---|
| 日程第1  | 議案第 3号  | 川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについて                   |
| 日程第2  | 議案第 4号  | 川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて |
| 日程第3  | 議案第 5号  | 川南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について     |
| 日程第4  | 議案第 6号  | 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について       |
| 日程第5  | 議案第 7号  | 川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について                |
| 日程第6  | 議案第 8号  | 川南町復興対策基金条例の一部改正について                        |
| 日程第7  | 議案第 9号  | 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について                    |
| 日程第8  | 議案第 10号 | 川南町社会教育委員条例の一部改正について                        |
| 日程第9  | 議案第 11号 | 川南町敬老祝金支給条例の一部改正について                        |
| 日程第10 | 議案第 12号 | 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について                       |
| 日程第11 | 議案第 13号 | 川南町農村公園条例の一部改正について                          |
| 日程第12 | 議案第 14号 | 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について                  |
| 日程第13 | 議案第 15号 | 西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について                     |
| 日程第14 | 議案第 16号 | 川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について        |
| 日程第15 | 議案第 17号 | 財産(土地)の処分について                               |
| 日程第16 | 議案第 25号 | 平成26年度川南町一般会計予算                             |
| 日程第17 | 議案第 26号 | 平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算                     |
| 日程第18 | 議案第 27号 | 平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算                     |
| 日程第19 | 議案第 28号 | 平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算                     |
| 日程第20 | 議案第 29号 | 平成26年度川南町下水道事業特別会計予算                        |

- 日程第21 議案第 30号 平成26年度川南町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第22 議案第 31号 平成26年度川南町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第 32号 平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 議案第 33号 平成26年度川南町水道事業会計予算
- 日程第25 発議第 1号 川南町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第26 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	篠原 浩 君
総務課長	諸橋 司 君	総合政策課長	永友 尚登 君
農林水産課長	押川 義光 君	農村整備課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	上下水道課長	大山 幸男 君
農業委員会 事務局長	杉尾 英敏 君	教育総務課長	米田 政彦 君
生涯学習課長	橋本 正夫 君	税務課長	永友好典 君
町民課長	黒木 秀一 君	環境対策課長	三角 博志 君
健康福祉課長	佐藤 弘 君	代表監査委員	中村 守 君

---

午前9時00分開会

○議長(竹本 修君) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

しばらく休憩します。全員、議員控え室に移動願います。

午前9時01分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第1 議案第3号「川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについて」を議題とします。本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 総務厚生常任委員会に付託されました議案第3号について報告します。

議案第3号「川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについて」は、国から交付される「地域の元気臨時交付金」を基金に積立て、平成26年度中に公共事業の財源に充てるため、新たに基金条例を制定するものです。質疑では、今年度1年かぎりの地域経済活性化・雇用創出臨時交付金では効果があるのか意見がありました。討論はなく、全員賛成で可決です。以上、報告します。

○議長(竹本 修君) 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

議案第3号「川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについて」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

「討論なし」と認めます。これで討論を終ります。

これから議案第3号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第3号「川南町地域の元気臨時交付金基金条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第4号「川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて」を議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告

を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第4号について報告致します。

議案第4号「川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて」は、この度の消費税法改正による消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い、川南町漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例第12条の使用料の額の算定、川南町下水道条例第17条の使用料の額の算定、川南町水道事業給水条例第23条の料金について、100分の108を乗じて得た額に改めるほか、条文の文言等の整備を行うものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

議案第4号「川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第4号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありますか。

〔異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第4号「川南町消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を定めるについて」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第5号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

日程第4 議案第6号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」

日程第5 議案第7号「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」

日程第6 議案第8号「川南町復興対策基金条例の一部改正について」

日程第7 議案第9号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第8 議案第10号「川南町社会教育委員条例の一部改正について」

日程第9 議案第11号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」

日程第10 議案第12号「川南町道路占用料徴収条例の一部改正について」

日程第11 議案第13号 「川南町農村公園条例の一部改正について」

以上、9議案を一括議題とします。本、9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 総務厚生常任委員会に付託されました議案についてその審査の経過と結果について御報告いたします。

議案第6号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、平成18年度の給与構造改革に伴う激変緩和措置が平成23年度の人事院勧告で現給保障の廃止が勧告され、国家公務員が平成26年4月からこの現給保障が廃止されることに伴い、国に合わせて本町も廃止するものです。委員長が交代して採決の結果、反対討論をするとの表明があり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第7号「川南町災害派件手当等の支給に関する条例の一部改正について」は、平成25年8月に施行された法律により、条例を簡素にし、災害時に備えるものです。討論はなく全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第8号「川南町復興対策基金条例の一部改正」につきましては、平成22年に発生した口蹄疫で、畜産農家の経営再建及び地域経済の活性化を図ることを目的として川南町復興対策基金条例を制定しましたが、平成26年3月31日限りで効力を失うため、平成27年3月31日まで1年間期間を延長し、復興対策基金の有効活用を行うものです。基金残高は3,929万2,000円です。討論はなく、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第9号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、新たに身分証明の区分を設けるもののほか、平成26年4月からの消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い使用料及び手数料の額等について条例の一部を改正するものです。委員長交代にて採決の結果は、反対討論の表明があり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第11号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」は、祝い金の支給方法について商品券とすることができるものとし、毎年9月に支給するとの条例改正です。町内の商店街や商工会の活性化のため今回から商品券での支給はお年よりが使いやすくわかりやすい工夫をとの意見がありました。委員長を交代しての採決は、反対討論の表明があり賛成多数で可決であります。以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第5号、第9号、第10号、第12号、第13号についてその審査の経過と結果について御報告致します。

議案第5号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、本年4月から自治公民館制度に移行するため、これまでの分館制度で支給していた分館長報酬を条例から削除するものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第9号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、別表第14から第16まで規定している一般廃棄物処理手数料、粗大ごみ処理手数料、粗大ごみ収集手数料をこの度の消費税改正に伴って現行の内税方式から外税方式に改正するものです。事実上値上げとなるものの、資源物並びにプラスチック製容器包装類については値下げしてリサイクルを推進し、増加傾向にある可燃、不燃ごみの減量化を意図しているというものでした。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第10号「川南町社会教育委員条例の一部改正について」は、第3次一括法の改正に伴い、社会教育法第15条に規定されていた社会教育委員の構成が改正され、委員委嘱の基準は市町村で定めることとなったため、省令を参酌し第2条として委嘱基準を追加するほか条文を整備するものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第12号「川南町道路占用料徴収条例の一部改正について」は、消費税法及び地方税法の一部改正がこの4月1日に施行され、1か月未満の占用料に関し消費税が引上げられることに伴う改正、また道路法等の改正により法第35条に規定する国の行う事業については占用料が免除されることに伴い、減免規定から削除するものです。別表については、道路法施行令第7条に第2号（太陽光発電設備と風力発電設備）、及び第3号（津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設）が追加され、従前第2号から第11号までが2号ずつ繰り下がることによるそれぞれの条項の改正です。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第13号「川南町農村公園条例の一部改正について」は、昭和60年度に農村総合整備事業で整備した唐瀬農村公園が長期間使われていないことから、公園の廃止について地域住民の同意を得て、さらに補助事業の為国との協議も終了したので条例の一部を改正するものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決です。以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第5号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第5号について、採決します。

お諮りします。 本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、

御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第5号「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第6号川南町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

平成18年度の給与構造改革に伴う激変緩和措置が平成23年度の人事院勧告で現給保障の廃止が勧告され、国家公務員が26年4月からこの現給保障が廃止されることに伴い、国に合わせて本町も廃止されるものです。

本町の職員でこの条例の廃止に伴って影響のある職員は4名です。一番高い人で7,579円、低い人で321円です。本町の職員給与の特徴を発揮して職員の志気を高めてはいかがでしょうか。国に準じず、町長の裁量権の範囲ではないか。よって反対します。以上、反対討論とします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第6号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第6号「川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第7号「川南町災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号 「川南町復興対策基金条例の一部改正について」 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第8号「川南町復興対策基金条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第9号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」反対の立場から討論いたします。

国は公共料金への8%増税の転嫁を自治体にも求めています。そもそも消費税法60条第1項では自治体の一般会計に係わる歳入の消費税課税は免除しています。つまり、一般会計については歳出にかかる消費税負担と、歳入にかかる消費税分を同類と見て、税務署への課税が免除されております。したがって消費税を転嫁するかどうかは自治体の裁量で決定できるとも言えると思います。よって議案第9号に反対致します。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第9号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第9号「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号 「川南町社会教育委員条例の一部改正について」 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第10号「川南町社会教育委員条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号 「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第11号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」反対の立場から討論いたします。

川南町敬老祝金の支給方法について、町内の地域経済活性化を考慮し、商品券の支給です。提案理由の説明では現金だけでなく、商品券でも支給できるようにするもののほか、条文を整備するものです。との提案でした。しかし、今回は「商品券」一律にとのこと。80才でこの祝い金を自分で取りに来る人は「商品券」でも商店街へ出かけて使うことができます。ところが自分で来られず家族などが代理で来られる方の場合「商品券」を直しこんでしまうおそれがあります。本人が希望した場合現金でももらえるようにしてほしいとの声があります。現金でも商品券でも良いとした場合、事務量が多くなることは理解できますが、川南町の功労者でもありますので親切な対応をお願いして、川南町敬老祝金条例の一部改正について反対討論とします。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。これから議案第11号について、採決します。

この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第11号「川南町敬老祝金支給条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号 「川南町道路占用料徴収条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第12号「川南町道路占用料徴収条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号 「川南町農村公園条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第13号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第13号「川南町農村公園条例の一部改正について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第14号 「西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について」

日程第13 議案第15号 「西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について」

以上、2議案を一括議題とします。

本、2議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 議案第14号「西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について」は、いじめ防止対策推進法が昨年9月に施行され、学校において重大事態が発生した場合に、事実関係を明確にするための調査を行う機関を学校の設置者が設置することを努力義務とされた教育委員会の附属機関を設置するものです。県は自治体ごとの設置を推奨したものの、西都児湯の1市5町1村で協議し共同設置することとなったものです。委員は5名以内で弁護士や大学教授などを考えており、具体的な人選は西都市が行い協議することとなっています。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 次に、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案15号「西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置」については、いじめ防止対策推進法第30条の規定により、重大事故発生に係る首長への報告を受け、首長が必要と認めた場合に同条第2項の規定による調査を行う附属機関である西都児湯いじめ問題調査委員会を西都児湯1市5町1村で共同設置することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

国からの支援金はないようです。事故が起こってからでは遅すぎるので広域でつくることになりました。討論なし、全員賛成で可決です。以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第14号 「西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について」 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第14号「西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の共同設置について」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号 「西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について」 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。これから議案第15号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第15号「西都児湯いじめ問題調査委員会の共同設置について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第16号 「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について」を議題とします。

本議案は、文教産業常任委員会に付託されておりましたので、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第16号「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について」は、現在3か年契約で平成28年7月31日まで契約中ですが、この度の消費税及び地方消費税の税率引上げに伴い平成26年4月1日から変更契約するものです。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。以上で報告終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第16号 「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について」 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第16号「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について」反対の立場から討論いたします。

川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるため提案されています。

学校給食調理業務は、学校給食会の年次計画のもとに食事に係る状況にも敏感に対応して運営される業務です。

学校給食調理業務は、町の給食計画、栄養士の献立方針、調理師の技能が重なり合って完結する業務です。専門業種の請負とは区別され、本来直接雇用で行われるべきもので企業との長期契約など無用な業務との立場から民間委託には反対です。従いまして平成26年4月からの消費税及び地方消費税の税率引き上げについても反対です。以上述べ、川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について反対討論とします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第16号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。起立多数であります。従って、議案第16号「川南町学校給食共同調理場における給食調理等業務の委託変更契約締結について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第17号 「財産（土地）の処分について」を議題とします。

本議案は、総務厚生常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子君） 議案第17号「財産（土地）の処分」については、入札をせずに1社に払い下げる理由を聞きました。

理由については次のとおりです。

1. 払下げの相談があった時21.292平方メートルの山林は、東唐瀬地区の住人に貸付中で六車さんから相談があるまでは払下げの予定はなかったが、借受人東唐瀬育成林会の同意が得られたので払下げすることとなった。
2. 里山は山手の山林と違い、周辺からの苦情があったり維持管理（財政面）が困難であるため、払下げの方向で考えている。
3. 町が入札により払下げをする場合、町の方で事前に周辺の同意取得、返還の保障が発生、境界測量の経費発生など相当な期間を要することや事務量が増える。
4. 入札により業者を公募した場合、入札参加させるにふさわしい者かどうか判断に時間を要するとの説明を受け、現地調査を行いました。

利用目的は太陽光発電です。周囲の同意が得られており、町内業者なので安心との意見

がありました。委員長交代での採決は反対討論の表明があり、賛成多数で可決です。

以上、報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

議案第17号 「財産（土地）の処分について」討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第17号「財産（土地）の処分について」反対の立場から討論いたします。

議案第17号は、株式会社M・Kエナジー代表取締役 六車賢治氏を相手方とし契約を締結するため議会の議決を求めるものです。目的が太陽光とのこと。自然エネルギーの活用として太陽光発電事業が最近、川南町内でもたくさん見られるようになりました。原発事故を目の当たりにしてから太陽の持つエネルギー活用はクリーンエネルギーとして注目を集めています。私の家の近くでも太陽光発電事業が行われています。今の所悪い影響は聞いていません。土地を大阪や福岡市内から買いに来ています。私の生まれ育った近所の里山です。愛着もあります。町有林だったからこれまで開発されずに残ってきたと思います。田舎の風景を残してほしいとの気持ちから反対です。

○議長（竹本 修君） 引き続き原案に反対者の発言を許します。

○議員（児玉 助壽君） 議案第17号「財産（土地）の処分について」反対の立場で討論致します。

その理由についてであります。1点目、契約相手の購入目的が太陽光発電設置である町の林業を育成するという事業本来の目的に逸脱しています。

2点目、業者選定において公平な入札制度があるなか1業者と密室で談合し優遇する公平性透明等に問題のある選定方法をとっています。これについては、借受人である東唐瀬育成林会の同意を得るためにこの業者が動いとるわけですが、当然これは町と育成林会が契約を結んでいる者でありますから、町がこれを行わなければいけないと思われ、これらの同意取得について将来的に問題が生じた場合、町の責任を問われるものであります。

次に3点目であります。本案件は町有財産を活用した財源確保のための知恵と工夫がなされていないことが最大の反対理由であります。例えば整地し、工業団地方式で貸付長期的に収入を得た上に再利用できる手法をとるとか宅地に造成し付加価値をつけ分譲しより高利益を得ることもできます。また、現役世代の定住促進事業に活用し少子化対策をとるなど長期的な視野にたった町有財産活用策をとるべきと思われま。

以上、3点を申し述べ本案に反対するものであります。皆様の御賛同お願いし討論終わります。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

これで討論を終わります。これから議案第17号について、採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第17号「財産(土地)の処分について」は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく、休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時59分休憩

午後 1時00分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。休憩前に引続き会議を続行します。

- 日程第16 議案第25号 「平成26年度川南町一般会計予算」
- 日程第17 議案第26号 「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」
- 日程第18 議案第27号 「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」
- 日程第19 議案第28号 「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算」
- 日程第20 議案第29号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計予算」
- 日程第21 議案第30号 「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計予算」
- 日程第22 議案第31号 「平成26年度川南町介護保険特別会計予算」
- 日程第23 議案第32号 「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」
- 日程第24 議案第33号 「平成26年度川南町水道事業会計予算」

以上、9議案を一括議題とします。

本、9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長(内藤 逸子君) 議案第25号「平成26年度川南町一般会計について」は、歳入歳出予算の総額68億2,300万円、前年度当初予算比8.2%増です。

主な新規事業は、災害対策拠点となる本庁舎の耐震工事費など2億2,645万円、消費税増税に伴う臨時福祉給付金1億3,013万円、消防機庫建設費4,970万円です。現地調査は児童福祉総務費の工事請負費900万円で3児童プール解体工事、委託料352万円の既存の民間施設を宿泊施設として改修するための民間施設、工事請負費の300万円の伊倉浜自然公園道路の5か所を行いました。

特にスポーツランド構想を実現させるためのスポーツ合宿の誘致を促進させるためには、東九州自動車道の全線開通を活かした宮崎県の中央に位置する川南町を地の利の良さを宣伝する第一歩とするためには「合宿施設」が必要との観点から審査しました。議員の中から予算審査に当たって、法に触れる恐れはないのか。議会事務局に確認して議員必携に照らしても

何も違法行為はないとの確認に基づいて審査しました。また、民間施設に対して公金を使う事業についても、同じように違法性はないと確認しております。

慎重に審査し、委員長交代して採決を行いました。反対討論の表明があり、賛成多数で可決であります。

議案第26号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出の総額を26億2,384万6,000円とし、一時借入金の借入限度額を1億2,000万円と定めるものです。国民健康保険税の歳入は6億4,702万円の前年度とほぼ同額をみこみ計上です。本算定は6月です。

保険準備積立基金繰入金1億円は保険税の増収が見込めないこと 保険給付費等の増による不足分を補てんするためのものであります。医療の高度化、高齢者の増等による一人当りの医療費は上昇が見込まれます。基金の残額は5,810万5,000円です。委員長交代しての採決は、反対討論の表明があり、賛成多数で可決です。

議案第30号「平成26年度川南町介護保険認定審査会特別会計について」は、歳入歳出の総額をそれぞれ446万8,000円とするものです。主なものは、介護認定審査会委員報酬と事務補助賃金です。討論はなく、原案のとおり全員賛成で可決すべきものと決定しました。

議案第31号「平成26年度川南町介護保険特別会計予算について」は、歳入歳出それぞれ14億1,851万6,000円とするものです。前年度比14.6%増です。一時借入金の最高額は5,000万円とするものです。委員長交代で採決の結果、反対討論の表明があり賛成多数で可決であります。

議案第32号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について」は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億5,981万1,000円とするものです。後期高齢者広域連合に納付金として収めるものです。後期高齢者の数は約2,600名で増えています。委員長交代して採決しました。反対討論を行うとの表明があり、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

以上で、報告を終わります。

○文教産業常任委員長（川上 昇君） 文教産業常任委員会に付託されました議案第25号、27号、28号、29号、33号について、その審査の経過と結果について報告します。

議案第25号「平成26年度川南町一般会計予算について」は、歳入のうち12款保健体育使用料に関し、施設使用の向上を図るべく役場内で各課連携して営業努力を図るよう意見が出ました。

また、歳出の主なものの内4款塵芥処理費の西都児湯環境整備事務組合負担金1億6,975万1,000円は、西都児湯クリーンセンター分が8,333万7,000円、エコクリーンプラザみやざき分が7,459万4,000円、広域化で建設中の火葬場分が1,182万円となっています。

6款農地費の農業基盤整備促進事業補助金1,500万円は、農業者自身が行う小規模の農地暗渠排水工事に対し、10a当たり15万円の定額を補助するもので10ha分が計画されています。同じく6款水産業振興費の種子島周辺漁業対策事業補助金1億709万6,000円は、川南漁協が

直販、加工施設建設工事等を行う事業に対し補助するものです。

8 款道路維持費の町道維持管理業務委託料1,000万円は、委託先に4社で構成する川南土木業協会が計画されています。

10款教育費小学校費の工事請負費962万円は、通山小学校の教室棟給水管改修工事、東小学校の放送機器改修工事外計5件の工事が計画されています。

同じく10款文化施設費の委託費6,971万4,000円のうち、508万7,000円を計画しているかわみなみ歌声あふれるまちづくり事業は、講師に東京から25回来町してもらい指導を願う計画です。著作権料も含んでいます。

慎重に審査を行い採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

議案第27号「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ2,457万3,000円と定めるもので、前年度対比マイナス6%となっています。歳入の主なものは使用料及び手数料が985万6,000円、繰入金が1,471万5,000円で、歳出の主なものについては施設整備事業費が998万7,000円、公債費が1,448万6,000円となっています。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第28号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算について」は、歳入歳出の総額をそれぞれ1,146万1,000円とするもので、前年度対比9%の増額となっています。歳入の主なものは使用料及び手数料で370万3,000円、繰入金が775万4,000円、歳出の主なものは施設整備事業費が706万7,000円、公債費が419万4,000円となっています。審査の結果、異議なく全員賛成で可決しました。

議案第29号「平成26年度川南町下水道事業特別会計予算について」は、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億709万5,000円と定めるもので、前年度対比4%の増となっています。歳入の主なものは使用料及び手数料4,271万3,000円、繰入金6,409万9,000円、歳出の主なものは下水道事業費3,450万9,000円、公債費7,248万6,000千円となっています。審査の結果、全員賛成で可決しました。

議案第33号「平成26年度川南町水道事業会計予算について」は、業務の予定量として給水戸数6,337戸、1日の平均配水量を5,852立法メートルとしています。収益的収入及び支出では、水道事業収益の3億6,377万8,000円は前年度対比で5%の増、支出の水道事業費用3億4,821万5,000円は同じく9%の増となっています。資本的収入及び支出については収入を9,584万2,000円に、支出を3億4,813万6,000円としていますが、この支出額は前年度対比62%増であり、不足する2億5,229万4,000円は減価償却費を充てる損益勘定留保資金1億226万1,000円と繰越利益剰余金1億5,003万3,000円で補てんするものです。また、一時借入金の限度額は3,000万円と定めています。採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹本 修君） 以上で、委員長報告を終ります。

暫時休憩します。

午後 1時13分休憩

.....

午後 1時14分再開

○議長(竹本 修君) 会議を再開します。

議案第25号に対しては、徳弘美津子君外一名からお手元にお配りしました修正の動議が提出されております。従って、これを本議案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

○議員(徳弘 美津子君) 議案第25号 「平成26年度川南町一般会計予算」に対する修正案を提出いたします。

議案第25号 「平成26年度川南町一般会計予算の一部」を次のように修正します。

第1条中68億2,300万円を68億1,939万2,000円に改め、第1表歳入歳出予算の一部については次のように改めます。

歳入14款県支出金2項県補助金2億5,369万7,000円を2億5,193万7,000円にし、17款繰入金2項基金繰入金2億7,717万2,000円を2億7,532万4,000円に改め歳入合計を68億1,939万2,000円に改めるものです。

歳出では7款商工費1項商工費5,378万3,000円を5,017万5,000円に改め歳出合計を68億1,939万2,000円に改めます。

歳出の7款商工費1項商工費3目観光費手数料8万8,000円と委託料352万円を減額する修正案の提出理由は以下の通りです。

まず、この予算は既存の民間施設を宿泊施設として改修する設計委託料ですが、この改修についての将来の計画の提案はもちろん長期総合計画の中にも上がっていません。議案質疑の中にもその施設の将来展望も提示していないことは、議会軽視ととられても仕方ありません。

いったいいつの時点でこのような計画をたてたのか、その財源方法は、施設の管理方法や誘致方法も提案されない。このような議案を認めることは、町民に説明もできません。今回は設計委託料のみですが、これを認めることは、将来の改修のみならず施設購入を認めさせることとなりかねません。

スポーツランド構想は、町外の少年団や社会人スポーツに限るわけではないと思います。町内の各スポーツ推進や子供たちの体力向上、スポーツ力の向上、また高齢者の健康促進の場所の提供としてあるものです。交流人口を増やすことへの努力は認めますが、スポーツランド構想の中で宿泊施設の整備を考えることはその構想が計画されたときから考慮され、東地区の宿泊施設建設となったものと考え、今回のような計画は同時に考慮されていたのでしょうか？地の利を生かすということは歩いて球技場に行くことばかりに目が向いていませんか？隣の高鍋町には車で10分で行けます。ビジネスホテルもあります。シングルの部屋が約60室、ダブルや4人部屋など計130人規模の宿泊も可能です。ここのビジネスホテ

ルは朝食のみの提供なので、川南町内の飲食店との共同で川南の食を提供する方法も考えられます。地域力を生かす方法は様々あります。また小中学校の少年団や部活についての誘致がどのように行われ実際に宿泊施設があれば年間どれくらいのニーズがあるのかなどリサーチされたうえで提案していただき、併せて町民の理解を求めていくことも必要と考えます。

これ以上の箱モノを増やすことはきちんと手順に従って、総合政策課のみならず管理する課や利用の考えられる課、その関係団体や商工会など受け入れ側の意向調査など総意のもとで慎重に計画することを提案します。以上、今後慎重に審議するためにも修正案を提出します。皆様のご賛同をお願いします。

○議長（竹本 修君） これから、委員長報告及び修正案提出者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。念のため申し上げます。討論・採決は、議案ごとに行います。

議案第25号 「平成26年度川南町一般会計予算について」討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米山 知子君） 議案第25号 「平成26年度川南町一般会計予算について」賛成の立場で発言いたします。

ただ今、平成26年度一般会計予算のなかの7款1項3目13節委託料352万円等を減額修正する修正案が出されましたが、私はこの件については補足説明で東九州自動車道の全線開通また、2020年の東京オリンピックの開催に向けてスポーツ合宿の誘致を促進するため、既存の民間施設を宿泊施設として改修するための設計委託料であるとの説明を受け、また付託された総務厚生常任委員会の委員長報告にもありましたように委員会においても更に詳しく説明を受けました。その結果この予算に関しては妥当であると判断いたしました。

その理由として、我が町は3年前にスポーツによる街づくりをかかげ、屋根付き運動場、高森運動公園、東運動公園等競技施設の新設整備などに取り組みそれらの施設の完成で昨年度から本格的に取り組める状況になってきております。しかしながら宿泊施設が不十分であるということは、他の地域も同様の施策を掲げている中で最大のネックであるということも事実であり実感できたところです。

スポーツランド構想は、町民に対してのスポーツを通しての健康づくり、つまり福利厚生的一面もありますが、もう1面ではスポーツを通して町の活性化を目指すということも含んでいます。流入人口をふやし町内でいかに消費してもらうか、つまり町内にいかにお金を落としてもらうかという経済効果を目指しています。そのためには、滞在してもらう、つまり宿泊できるかということは、不可欠の要素です。

今回の提案は、県が東九州自動車道の全線開通が1年前倒しされたことと、昨年9月に東京オリンピックの開催が決定されるとすばやくスポーツ合宿に力をいれる方針を打ち出した

ことを受け、町としてスピーディに対応したものであります。この流れを利用して川南のハンディである宿泊施設を整備することは、完成している施設を有効に活用することにもなりますし、更に今回の提案施設が商店街の中に位置指定していることを考えると衰退している商店街の活性化も期待できます。

これらのことや川南が目指しているもの、それに対して今何ができるかといことを併せて考えたときこの予算は有効なものであると思ひこの予算を減額するという修正案に反対し原案に賛成いたします。

議員の皆様におかれましては、以上の趣旨をよく御理解の上、是非御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（竹本 修君） 次に、原案および修正案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第25号「平成26年度川南町一般会計予算について」、原案及び修正案に反対討論をいたします。

歳入・歳出68億2,300万円、前年度当初予算比5億1,700万円（8.2%）の増額予算です。

本町の財政状況は、国の成長戦略、いわゆる「アベノミクス」による経済政策によって景気が回復傾向にあるといわれておりますが、目に見えた効果は現れておりません。交付税や補助金などに依存している本町財政はまだまだ厳しい状況が続くことが予想されるため、今後も自主財源の確保が必要となっております。平成26年度当初予算編成は、第5次川南町長期総合計画から4年目を迎えることから、長期計画実現への評価・検証を行い、限られた財源で、基本計画・実施計画・行政改革大綱に基づき、前例にとられることなく、制度として定められた事業や全額補助の事業を除き、緊急性・必要性を踏まえて優先度に応じて予算配分したとの提案です。災害対策拠点となる本庁舎の耐震工事など防災対策の予算など評価できる内容もありますが、本年4月からの消費税増税を国言いに認め、使用料、利用料に転化し町民の負担をふやすものであり認められません。

平成26年度も行財政集中改革プランによる、保育所の民営化など、町民の福祉や暮らしに密接な実施部門から手を引く予算です。

学校給食調理業務は、民間企業に委託して8年目の予算計上です。町職員2名配置（事務補助含む）です。

十文字保育所・川南東保育所、野田原保育所、記念館保育所、山本保育所の民営化、老人ホームの社会福祉法人への譲渡も、給食調理場の民間委託も安上がり論と同じ目的で継続して強行されています。

さらに、水道料金、下水道料にも消費税が上乗せされ、町民の負担増です。

また、今年度から文化ホール・図書館が指定管理者となり、町の手から離れます。

この「民営化」が「民間でできることは民間で」「官から民へ」という構造改革路線を背景に「安上がり保育」をめざすために具体化されたものである以上「子どもと地域の未来を守る」立場と相いれないことは明らかであり、認めるわけにはまいりません。「民営化」の

方向が打ち出されて以降、保育所を民間が経営するのはあたりまえとなっていますが、町長もいつも子どもは宝といわれます。安心して子育てできる環境を守ってほしいのです。

町民の暮らしと営業の実態は、消費税を増税する状況にはありません。労働者の賃金は、20か月以上連続で減少し、円安による原材料費の高騰で中小企業はいためつけられ、生活必需品の値上げが家計を襲っています。消費税増税とともに70歳から74歳の医療費の自己負担の1割から2割の引き上げ、年金の引き下げと生活は苦しくなるばかりとの声が広がっています。

町民の暮らしが、今いかにたいへんなのか、町民目線でみれば、はきりしているではありませんか。4月からの消費税増税は中止すべきです。国言いなりの町制ではなく、安倍政権の暴走にはっきりNO！と言い、町民の立場を貫く町制こそ求められています。よって消費税増税と自治体の財政難・経費削減を理由にした保育所等の民営化が含まれている予算には反対です。

次に修正案には反対です。スポーツランド構想を実現させるための今回の取り組みですが、東九州自動車道開通が一年前倒しとなったこと、東京オリンピック開催決定が昨年9月8日に決まったこと、このチャンスをとらえて川南町の活性化をはかるのか。商店街も人があつまれば活気が生まれます。合宿所が成功すると雇用も生まれます。原案に賛成し修正案に反対します。

○議長（竹本 修君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

○議員（山下 壽君） 議案第25号 「平成26度川南町一般会計予算」の修正案に賛成の立場で賛成討論を行います。

設計委託料352万円ですが、補足説明では既存の民間施設を宿泊施設へ改修するための設計委託料であるとの説明でありましたが、その民間施設が現職議員の所有であり兼業の禁止にあたるのではないかと心配している所であります。その後、説明によると施設を購入することではありますが、それであれば事前に議員に対して事前にその予算や事業内容費用対効果など説明すべきであり事前に既成事実をつくり、なしくずし的な予算執行は認めるわけにはいきません。議員として認めてはいけないわけであります。町民の税であります。議員として町民に的確な説明をするためにも議員各位の適格な判断で賛同いただきますようお願い申し上げまして賛成討論といたします。

○議長（竹本 修君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「発言する者あり」〕

暫時、休憩します。

午後 1時32分休憩

.....  
午後 1時33分再開

○議長（竹本 修君） 会議を再開します。

○議員（兎玉 助壽君） 失礼しました。議案第25号「平成26年度川南町一般会計予算について」反対の立場で討論いたします。

その理由についてであります。国営土地改良事業費の中に現在係争中である（行ウ）第7号財務会計上の怠る事実確認等請求事件にかかわる事業費が含まれており、看過できません。総務管理費中諸費における振興班長報酬、自治公民館長報酬、自治公民館運営委員報酬等について対価を支払う根拠を示す例規が定められておらず不適切な支出とみなされます。商工費中観光費における委託料325万については、改修費、土地購入費等を総体的な事業費が不透明なため財源確保及び費用対効果を見通せない事業となっています。また本案件にかかわる民間施設の活用については、借り受けるか、買い上げるかが必要であるが賃借契約売買契約等の締結を成立していないため、設計委託料の執行はできないと解される。

従って、このような予算を認めれば議会の良識を問われます。また、本案件事業は、設計委託費施設の買い取り及び改修費、維持管理費、運営委託費等全てを親方日の丸の公費で賄うものであり、公費で零細民業の経営を圧迫しダメージを与える市場競争原理に反するとともに民間でできることは、民間にという町長の政策理念に逸脱した事業であります。

修正案に賛成し、原案に反対するものであります。以上で討論を終わります。

○議長（竹本 修君） これで討論を終ります。

これから議案第25号 「平成26年度川南町一般会計予算」の採決を行います。

まず、本案に対する、徳弘美津子君ほか一人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本、修正案に賛成の方は起立願します。

以上のとおり、採決の結果、賛成、反対が同数です。従って、地方自治法第116条第1項の規定によって、議長が本案に対して採決します。

徳弘美津子君ほか一人から提出された修正案については、議長は、可決と採決します。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立によって採決します。

原案に、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。

従って、議案第25号「平成26年度川南町一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

〔「発言する者あり」〕

議案第26号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第26号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について」反対の立場から討論いたします。

国民健康保険税は、6月が本算定です。今回はほぼ前年と同様に見込み計上です。

川南町の国保税はすでに負担の限度を超えています。しかし課税限度額が4万円引き上げられます。今度。

また、低所得者への保険料の軽減拡充として5割軽減と2割軽減の対象者を拡大し、15年度からこうした軽減対象者に応じた「保険者に対する財政支援の拡充」も行われます。新たに2割軽減を補助対象者に加え、7割・5割・2割軽減の補助率もそれぞれ引き上げられ「低所得者が多い保険者の財政基盤を更に強化するとの動きも見られます。

国民健康保険法では、その1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と定めています。国民健康保険税が高くて払えない、無保険の人も増えています。

国保財政を危機に落とし、保険料高騰と滞納者の悪循環を引き起こした元凶は、国庫負担の減額です。国庫負担を増額し、国保料を引き下げる以外に、今の事態を解決する道はありません。国、県への働きかけを強く求めて反対討論とします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。これで討論を終わります。

これから議案第26号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第26号「平成26年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号 「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第27号「平成26年度川南町漁業集落排水事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第28号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第28号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第28号「平成26年度川南町営農飲雑用水事業特別会計

予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第29号 「平成26年度川南町下水道事業特別会計予算について」 討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第29号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第29号「平成26年度川南町下水道事業特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第30号「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計予算について」 討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第30号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第30号「平成26年度川南町介護認定審査会特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号 「平成26年度川南町介護保険特別会計予算について」 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 議案第31号「平成26年度川南町介護保険特別会計予算について」、反対討論をいたします。

介護保険制度は、1997年に介護保険法が成立し、2000年4月から施行されました。国は当初「家族介護を解決」「社会全体で介護を支える」ために介護保険制度を導入しました。介護問題は現在の高齢者だけの問題ではありません。年間十万人を超える人が家族の介護のために離職・転職を余儀なくされているなかでいまや現役世代もふくめた国民的な課題となっております。

今回の介護保険制度の見直しは、「自助・自立」を土台にすえ、全世代にわたる社会保障制度の解体を打ち出した安倍政権の社会保障「制度改革」を基本に具体化され、実施されようとしています。

介護が必要と認定されながら、サービスを利用していない人が増えています。多くの高齢者が「介護の必要性」ではなく、重い利用料負担によって「いくら払えるか」で受けるサー

ビスの内容を決めざるを得ない状況になっています。

特養ホームに入所を申し込みながら待機している人が多数います。どこでも2～3年待ちが当たり前になっています。

高い介護保険料は年金から差し引かれ、要介護認定を受けたにもかかわらず、必要なサービスが利用できない、まさに「保険あって、介護なし」の状態を根本的に変えて国民だれもが使いやすい制度にすることは、切実な要求です。

川南町の高齢化率は増加傾向です。要支援者が多く利用している介護保険サービスのなかに、ホームヘルパーによる掃除、洗濯、調理等の生活援助があります。時間内に掃除、洗濯、食事づくりはとても終わりません。

矛盾がたくさんあります。市町村の判断で要支援を保険サービスの対象外にできる仕組みになろうとしています。

現在は、要支援と認定された人には保険サービスを受ける権利があります。しかし、見守りや、給食等をボランティアに担わせる安上がりな「総合サービス」を新たに導入しようとしています。これは、要介護認定で要支援と認定された人を、市町村判断で保険サービスの対象外にできる仕組みであり、給付費削減の強力な手段にされる危険があります。

ヘルパーによる生活支援は、単なる家事の代行ではありません。支援を必要とする高齢者の命綱です。心身の状況を把握し、状態により働きかけることにより、生きて活動する意欲を引き出せるものです。

高齢者が元気で利用者が少ないことが良いことです。しかし、必要な介護まで受けられないようになっては、利用者も家族も大変な負担となります。国が町民の暮らしを脅かす仕打ちをしてきたら、それに立ちはだかって、町民の暮らしと福祉を守る防波堤の役割を果す、これが本来の自治体の仕事です。

高齢者が住み慣れた家（地域）で安心して、生きがいをもって暮らせる町、川南をめざしているのですから、何よりも高齢者にとって必要な介護が受けられなくなったり、介護予防に逆行することのないよう高齢者の実態をふまえ、介護保険制度を抜本的に改革し、安心できる制度にしていくためには、国庫負担の大幅な引き上げが不可欠です。しかし、その財源を逆進性が明らかな消費税に求めることは、所得の再分配を通じて平等化をめざす社会保障のあり方として根本的に間違っています。

財源は、国家財政・税制を国民本位に組み換えることで、十分に確保が可能です。払える保険料と、利用しやすい利用料を求め、社会保障としての介護保険制度を求めて反対討論とします。

○議長（竹本 修君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。

これから議案第31号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第31号「平成26年度川南町介護保険特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第32号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員(内藤 逸子君) 議案第32号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について」、予算は後期高齢者広域連合納付金が計上されています。

私は、後期高齢者医療制度そのものに反対ですので反対討論を行います。

この特別会計は平成20年4月1日に発足した後期高齢者医療制度に伴ってできた特別会計です。75歳以上のすべての人は、それまで加入していた国保や健保を脱退させられ、「後期高齢者だけの独立保険」に入れられました。75歳以上の人は、家族構成や就労状況、年収などにかかわらず、74歳以下の人とは別の保険に強制的に囲い込まれたのです。

- ① これまで負担のなかった扶養家族を含め1人1人から保険料をとりたてる。
- ② 受けられる医療を制限し差別する。「別立て診療報酬」を設ける。
- ③ 保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。
- ④ 保険料を払えない人からは保険証を取上げる。

と、なっています。

また、後期高齢者医療制度を運営するのは、「後期高齢者医療広域連合議会」です。川南町からはこの広域連合議会に誰も選ばれていません。後期高齢者医療広域連合議会は国が法律で加入させ、脱退も認められていません。運営主体は広域連合議会ですが、保険料の徴収・督促・保険証の受け渡し、受付・窓口業務など住民と直接やりとりする業務の多くは川南町が担います。広域連合議会では住民の声が届きにくいなど問題点があります。保険料も後期高齢者の人口比率が増えるのに応じて、自動的に引き上がるしくみです。高い保険料や差別医療を押し付けるもので、廃止しかないと考えます。

後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行なうことを求め、反対討論と致します。

○議長(竹本 修君) ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

これで討論を終わります。これから議案第32号について、採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

起立多数であります。従って、議案第32号「平成26年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第33号 「平成26年度川南町水道事業会計予算について」 討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第33号について、採決します。

お諮りします。本案は、委員長報告のとおり、即ち原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、議案第33号「平成26年度川南町水道事業会計予算」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25 発議第1号 「川南町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

朗読は省略します。提出者からの趣旨説明を求めます。

○議員（徳弘 美津子君） 発議第1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」趣旨説明を行います。

常任委員会につきましては、昨年3月議会におきまして、少人数での審査などにおいて十分な審査になっているか、審査などに影響をきたすことが想定されることから2委員会とすることが決定され、今年度4月から対応しているところです。

今回は、機構改革に伴う課の統合や課名変更によりまして該当する所管名を変更するものでございます。以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（竹本 修君） 以上で、趣旨説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終ります。

発議第1号 「川南町議会委員会条例の一部改正について」討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから発議第1号について、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、発議第1号「川南町議会委員会条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

日程第26 「閉会中における議会広報編集特別委員会活動について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありません

か。

〔異議なし〕という声あり〕

異議なしと認めます。従って、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第27 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則74条の規定によって、閉会中の継続審査の申出があります。お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔異議なし〕という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

これで、平成26年第2回川南町議会定例会を閉会します。おつかれさまでした。

午後2時04分閉会

---